

福岡高等裁判所那覇支部 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定取消請求控訴事件

国側当事者・国(北那覇税務署長)

平成21年7月7日棄却・上告

(第一審・那覇地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年3月17日判決、本資料259号-48・順号11161)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	北那覇税務署長 根元 英一郎
同指定代理人	宮良 智
同	具志堅 光男
同	小波津 仁美
同	知念 辰巳
同	宮里 昭司
同	小室 陽一郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成19年5月29日付けでした控訴人の平成17年分の所得税に係る更正処分(以下「本件更正処分」という。)を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成19年6月18日付けでした控訴人の平成18年分の所得税に係る決定処分(以下「本件決定処分」という。)を取り消す。
- 4 被控訴人は、控訴人から徴収した平成17年分の所得税について2万9900円及び平成18年分の所得税について2万6400円をそれぞれ還付せよ。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

- (1) 本件は、控訴人が、処分行政庁が控訴人に対してした平成17年分の所得税に係る更正処分(本件更正処分)及び平成18年分の所得税に係る決定処分(本件決定処分)が違法であるとして、その取消しを求めるとともに、これらの処分を前提として徴収された税額(過誤納金)

の還付を求める事案であるが、その骨子は、以下のとおりである。

(2) 控訴人は、平成17年分の所得税について、法定の期間内に確定所得申告をしなかったため、処分行政庁は、控訴人に対し、平成18年12月7日付けで、原判決別表1「決定処分」欄に記載のとおり、公的年金等の収入金額を322万0496円、課税総所得金額を27万9000円、納付すべき税額を2万2300円などとする決定処分（以下「17年分決定処分」という。）をした。

処分行政庁は、控訴人に対し、平成19年5月29日付けで、平成17年分決定処分を、原判決別表1「更正処分」欄に記載のとおり、公的年金等の収入金額を322万0496円、課税総所得金額を33万6000円（所得控除の額を減額）、納付すべき税額を2万6800円などとする更正処分（本件更正処分）をした。

控訴人は、平成18年分の所得税について、法定の期間内に確定所得申告をしなかったため、処分行政庁は、控訴人に対し、平成19年6月18日付けで、原判決別表2「決定処分」欄に記載のとおり、公的年金等の収入金額を321万3960円、課税総所得金額を28万2000円、納付すべき税額を2万5300円などとする決定処分（本件決定処分）をした。

控訴人は、平成17年分決定処分ないし本件更正処分に対しては、公的年金等の源泉徴収額が0円であったから、公的年金等の収入金額も0円と認定すべきであるのに（所得税法203条の4第1号をそのように解釈すべきであると主張している。）、その支払金額を収入金額と認定した違法があるとして、法定の不服申立ての手續（異議申立て、審査請求）を執ったが、本件決定処分に対しては、これらの手續を執らなかった。

控訴人は、上記のとおり理由で、公的年金等の収入金額を0円と認定すべきであるとして、平成17年分の所得税について、2万9900円（本件更正処分に係る2万6800円とその延滞税3100円の合計額）が還付されるべきであると主張し、平成18年分の所得税について、2万6400円（本件決定処分に係る2万5300円とその延滞税1100円の合計額）が還付されるべきであると主張している。

控訴人は、本件更正処分及び本件決定処分が、上記の理由で違法であるとして、これらの取消しを求めるとともに、過誤納金合計5万6300円の還付を求めた。

2 原判決

原判決は、本件決定処分の取消請求に係る訴えは、不服申立てを前置していない不適法なものであるとして、これを却下し、本件更正処分の取消請求は、本件更正処分が適法であるとして、これを棄却するとともに、これらの処分が違法であることを前提とする過誤納金の還付請求も棄却した。

3 不服申立て

控訴人は、原判決を不服として、控訴した。

4 前提となる事実

前提となる事実は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 前提となる事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 争点及び争点に関する当事者双方の主張

争点及び争点に関する当事者双方の主張は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「3 争点及び争点に関する当事者双方の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 判断の骨子

(1) 本件決定処分の取消請求に係る訴えについて

当裁判所は、本件決定処分の取消請求に係る訴えは、不服申立てを前置していない不適法なものであると判断する（行政事件訴訟法8条1項ただし書、国税通則法115条1項本文）。

(2) 本件更正処分の取消請求について

当裁判所は、所得税法203条の4第1号は、公的年金等の収入金額が所定の額を下回った場合には、源泉徴収を行わない旨を規定したにとどまり、これを超えて、公的年金等の収入金額を0円とする旨を規定したものではないから、処分行政庁が、公的年金等の支払金額をもって収入金額と認定したことに誤りはなく、本件更正処分は適法であると判断する。

(3) 過誤納金の還付請求について

当裁判所は、上記のとおり、本件決定処分の取消請求に係る訴えは不適法であり、本件更正処分は適法であると判断するから、これらの処分が違法であることを前提とする過誤納金の還付請求は、理由がないと判断する。

(4) 理由について

当裁判所が上記のとおり判断する理由は、原判決「事実及び理由」の「第3 判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 結論

以上のとおり、本件決定処分の取消請求に係る訴えは、不適法であるから却下すべきであり、本件更正処分の取消請求は、理由がないから棄却すべきであり、過誤納金の還付請求は、理由がないから棄却すべきである。

これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 河邊 義典

裁判官 森鍵 一

裁判官 山崎 威